

## 清水紫琴と西欧思想

榎本義子

明治二十四年に『女学雑誌』につゆ子という筆名で発表された短編小説「こわれ指環」は、自由民権運動の活動家、『女学雑誌』の記者、編集責任者としても知られる清水紫琴の処女作である。「こわれ指環」の中では、若い女性の不幸な結婚生活を通して主体性に目覚めていく過程が一人称回想形式で語られるが、作者自身の離婚体験を基にして書かれたと言われるこの作品には、紫琴の中心的な二つの思想が見られる。一つは基本的な人権意識に基づく男女平等思想であり、もう一つはキリスト教倫理に基盤を置く結婚観である。こうした近代的な西欧思想が、「こわれ指環」をはじめとして、彼女の作品の中にどのような形で表われているか、また、紫琴はどのようにしてこうした思想を身につけたのか考えてみたい。

「こわれ指環」において、作者の分身である主人公は、儒教道德の強い田舎で育ち、学校では忍従と自己犠牲が女性の美德であると教えられ、家庭でも母が父に遠慮ばかりしている姿を目にして、「婦人の運命は憐れはかないものよとのみ思い込<sup>(1)</sup>む。時には「どうも婦人の運命は誠につまらないが、どうか私は一生人に嫁がないで、気楽に過す事は出来ぬ事か」と思うこともあったが、結局、彼女は父親の強制により気の進まない結婚をしてしまう。結婚してみ

ると、夫には以前から他に女性がいることがわかり、彼女は身勝手に横暴な夫のために「不遇悲惨」の二年間を送る。しかし、その間に主人公は「女子の為に慷慨する身」となり、「一人前の人間にならねばならぬ」という「奮発心」を起こす。丁度日本でも女権論が勃興しかかった頃で、読書好きの彼女は、新刊の書籍や女子に関する雑誌を通して「泰西の女権論」の影響を受け、「不幸悲惨は決して女子の天命でない」、「日本の婦人も、今少し天賦の幸福を完ふする様にならねばならぬ」<sup>(2)</sup>と思うに至る。それ故彼女は、忍従や自己犠牲の儒教的美徳を捨て、「夫の行ないをため直して、人の夫として恥しからぬ丈夫にならせたいといふ、一步進んだ考へ」<sup>(3)</sup>を持つようになる。しかし、夫は「賢しげに女の分際で少しの文字を鼻に掛くるか」と女性蔑視の態度を変えず、結局彼女は離婚し、多くの少女達に自分のような轍を踏ませないように「ひたすら世の中の為に働こふ」と決意する。

不幸悲惨な女性の宿命に甘んじていることをやめ、人間として目覚め、自立していく「こわれ指環」の主人公に、大きな影響を与えた「泰西の女権論」とはどのようなものであったのだろうか。また、紫琴はどのようにして「天賦幸福」「天賦人権」思想を身につけたのだろうか。

紫琴は『女学雑誌』の記者となり、文筆活動を始める以前から、自由民権運動にかかわり、女性の権利拡張を主張していた。明治二十年十月、二十歳の紫琴、岡崎とよは奈良瓦堂劇場の民権運動の集會に夫岡崎晴正と共に参加して「女学校の設立を望む」という題で演説し、離婚後は明治二十二年一月に京都大市座の演台に立ち、「女権拡張の方策、敢て日本の未婚の令嬢諸君に告ぐ」という題で演説している。また、明治二十一年八月には植木枝盛の『東洋之婦女』に序文を寄せ、「十九世紀文明の歴史は女権拡張の歴史なり、この世紀ほど欧州においても、米國においても婦人社会に変動を来たしたるの時はあらじ」<sup>(4)</sup>とし、女権拡張の波が太平洋を渡って日本にも押し寄せてきたと述べている。

こうした自由民権運動にかかわっていた頃の若い紫琴が愛読していたのは『社会平権論』であった、と子息の古在

由重は語っている。<sup>(5)</sup>『社会平権論』はハーバート・スペンサー (Herbert Spencer) の *Social Statics* (1851) を松島剛が明治十四年から十六年に翻訳、出版したもので、自由民権運動家達に大きな影響を与え、板垣退助はこの書を民権運動の教科書と呼んだという。また、女性の権利を論じたこの書の第十六章 “The Rights of Women” は、明治十四年に井上勤によって『女権真論』という題名で翻訳、出版されている。

『社会平権論』の中でスペンサーは、「人類ノ幸福ハ天意ナリト云フ天下ノ通理」(the admitted truth, that human happiness is the Divine will)<sup>(6)</sup>、天賦幸福論を主張した。また、彼はベンサム流の「便宜主義」(doctrine of expediency) を批判し、彼の自由主義は実利功利に基づかず、「道義感情」(Moral Sense) 基<sup>(7)</sup>づくとしてゐる。「道義感情」とは、「全社会ノ幸福ニ必要ナル正言方行 (upright conduct in each being necessary to the happiness of all) ヲ人ニ勸ムル官能 (an impulse)<sup>(7)</sup>」であるという。この書の中心思想である「同等自由ノ法則」(law of equal freedom) は松島によって次のように訳されている。

天ハ人類ノ幸福ヲ好ミ、而シテ人類ノ幸福ハ、其官能ヲ作用スルニ由リテ、唯得ラル可シトセハ、則チ天ハ人類ノ其官能ヲ作用セン事ヲ好ムナリ、詳ニ之ヲ言ヘハ、官能ヲ作用スルハ人類ノ義務ナリ……然レトモ、此義務ヲ尽サントセハ、必ラス先ツ行為ノ自由ナカル可カラス……天ハ人類ノ自由ヲ有セン事ヲ欲スルナリ、故ニ人類ハ其自由ヲ有スルノ権理アリ、夫レ然リ、然レトモ斯権理タルヤ、一人ノ権理ニ非スシテ、万人ノ権理ナリ、盖シ、万人、等シク、天賦ノ官能ヲ有スルヲ以テ、亦タ等シク之ヲ作用シテ以テ天意ヲ履行スルノ義務ヲ荷ヘリ、(Now if God wills man's happiness, and man's happiness can be obtained only by the exercise of his faculties, that God wills that man should exercise his faculties, that is, it is man's duty to exercise his faculties…… But the fulfilment of this duty necessarily presupposes freedom of action…… God wills that he should exercise his faculties. But to exercise his faculties he must have liberty to do all that his faculties naturally impel him

to do. Then God intends he should have that liberty. Therefore he has a *right* to that liberty. This however, is not the right of one but of all. All are endowed with faculties. All are bound to fulfil the Divine will by exercising them. All therefore must be free to do those things in which the exercise of them consists. That is, all must have rights to liberty of action.<sup>(9)</sup>

スペンサーはこうした「同等自由の法則」は女性にも適用されるべきであると説いている。松島訳『社会平権論』の第十六章「婦人ノ権理」は次のように始まる。

夫レ公道ハ男女ノ別ヲ知ラス、人ナル文字ハ、之ヲ解スルニ、概通ノ意義ヲ以テスヘシ、特別ノ意義ヲ以テスヘカラス、同等自由ノ法則ハ、人類ノ全体、即チ男女ニ適用スルヤ明白ニシテ、男子ノ為メニ、其法則ヲ立定セシ所ノ道理ハ、亦タ等シク、之ヲ婦人ノ為メニ応用スルヲ得ベシ。而シテ男子カ依リテ以テ、其法則ニ応セシ所ノ道義感情ハ、等シク亦タ、婦人ノ心裡ニ具備セリ、是ヲ以テ、其法則ヨリ推理演繹セラルヘキ許多ノ権理ハ、等シク男女両性ニ属セサルヘカラス<sup>(9)</sup> (Equity knows no difference of sex. In its vocabulary the word *man* must be understood in a generic, and not in a specific sense. The law of equal freedom manifestly applies to the whole race—female as well as male. The same *a priori* reasoning which establishes that law for men, may be used with equal cogency on behalf of women. The Moral Sense, by virtue of which the masculine mind responds to that law, exists in the feminine mind as well. Hence the several rights deducible from that law must appertain equally to both sexes.)

第十六章九節において、スペンサーは「同等自由の方則」から女性の参政権も認めている。「婦人ノ任ハ家内ニ在リ」(“woman’s mission” is a domestic one)「其性質ト地位トハ、之ヲシテ、公事ニ参与セシムル事ヲ許サス」(her character and position do not admit of her taking a part in the decision of public questions)、「政務ハ婦人ノ

分限外ナリ」(Politics are beyond her sphere)<sup>(10)</sup>といった婦人参政反対論を、彼は「婦人の分限」は民族や時代によって異なる習慣であつて、何が本当の「婦人の分限」であるかわからないとして、これを退けている。

こうしたスペンサー思想の影響がより明確な形で表われているのは、女性の政治活動を禁止する法律に抗議した紫琴の社会評論であろう。明治二十三年に公布された「集会及政社法」は女性の政治活動を全面的に禁止したが、これに抗議して紫琴は『女学雑誌』八月三十日号に「何故に女子は政談集會に参聴することを許されざるか」を書いた。その中で彼女は、スペンサーと同じように女性も人間として男性と変りなく備えている諸能力を發揮する自由を与えられるべきだとし、それを剝奪されたことに次のように抗議しているが、彼女はここで松島訳『社会平権論』で使われた faculty にあたる訳語「官能」という言葉を使っている。

このたび改正せられたる政社および集會法第四条ならびに第廿四条中、女子の二字あるが為に、吾等二千万の女子は皆ことごとく廢人となれり。……また吾等女性はこの世上に生存し、人間としては、各自一個の靈魂と總ての官能とを、具備しをるものなるに、独り女子てふ名称の下に在ればとて、その靈魂官能の自由をば、かくの如く男子よりも幾層酷に剝奪せらるるは、果たして何等の理由に基づくものなるか、予輩はこれを了解するに苦しむなり。<sup>(1)</sup>

また、紫琴もスペンサーと同様に、女性は「育兒整家の責あるが故に全く政談集會に参會するを得ず」という「通論」を、君主専制の時代ならばともかく、立憲政体の文明国では「薄弱なる原由」であるとして、これを退けている。

さらに、明治二十三年十月の女学雑誌「二三四号に掲載された「泣いて愛する姉妹に告ぐ」においても、紫琴は「衆議院規則案、女子の傍聴禁止」に対して、「儂等女性の権利は、どこまで狭めらるるにや」と天賦人權論に基づいて抗議している。国会とは人々個々の権利を重じて、一国の大平を相談するために開かれるものなのに、女性は代表者を国会に送ることができないばかりか、傍聴することもできない不当性を突き、ここでも彼女は「婦人が、国会を傍聴するは無要の事なり、その分限を越ゆるものなり」という習慣を基礎とした「通論」にスペンサーと同じより

に反論し、立法者は「多年の習慣に拘泥して、婦人の分限てふものを誤りたる外ならざらむ」と述べている。<sup>(12)</sup>

紫琴はこのように政治の場での女性差別にも抗議したが、彼女が重点を置いたのは、「こわれ指環」で主張したように、女性にとってより切実な問題である家庭内での男女平等思想の実現であったようだ。「こわれ指環」の主人公に生きる指針を与えた「泰西の女権論」の一つは、無論スペンサーの女権論であろう。

スペンサーは『社会平権論』の中で天賦人権意識から家庭内における男女の同等な関係を主張している。貧しい人を支配する権利を富んだ人に与えるのは、貧しい人の人権を破ることになるのと同じように、女性を支配する権利を男性に与えることは人権を破ることである。男性が女性を命令抑圧するのは野蛮な風習の遺物であり、文明の進歩した社会においては男女同権が実行されるべきである、と彼は考えている。また、スペンサーは結婚生活において命令は愛情を損う原因であるとも述べている。

スペンサーの「社会権論」と共に紫琴の女性解放思想の形成に影響を与えたと思われるのは、人間の本質的平等、基本的人権意識に基づいて女性が男性に隷従することの非を説いたジョン・スチュアート・ミル(John Stuart Mill)の『女性の隷従』(*The Subjection of Women* (1869))であろう。ミルのこの書は明治十一年深間内基によって『男女同権論』という題名で翻訳された。自由民権論者、女権拡張論者で、紫琴とも親しかった植木枝盛はスペンサーと共にミルも読んでいたという。従って確証はないが、紫琴が深間訳の『男女同権論』を読んでいた可能性は強い。

『男女同権論』はミルの『女性の隷従』の前半一、二章の翻訳で、女性の参政権を扱った三章以下は含まれていない。第一章では法律的に女性が男性に従属している事実を指摘し、それは女性が男性より肉体的に劣っていた不合理な力の法則の歴史に基づくもので、昔の原始的奴隷制度の継続にすぎず、近代社会においては、人は一定の身分に縛られることなく自由にその能力を用いて最も望ましい運命をためてみる事ができるのだから、女性にもあらゆる地位と職業とを開放すべきだと説いている。また、第二章では具体的にイギリスで法律上いかに女性が男性に隷属し

ているかを指摘してその弊害を説き、男女が平等であることが夫婦双方にとって唯一の正しい関係である、とミルは主張している。

こうしたスペンサーやミルなどの「泰西の女権論」が紫琴の理論的支柱となったことは確かであろう。しかし、家庭内の男女の平等な関係を求める彼女の気持はより切実だったためか、紫琴は観念的な男女同権論を説くよりも、具体的に現実の生活で女性がどのような立場に置かれているか、どの程度男女同権が実行されているかに関心を持ったようである。

「こわれ指環」では「不幸悲惨」な結婚生活を脱して天賦の幸福を全うしようとする女性を描いたが、その後の小説「野路の菊」(明治29)「心の鬼」(明治30)「磯馴松」(明治30)「したりゆく水」(明治30)などの中では、紫琴は男性のエゴイズムと、本妻や妾とその子供達の天賦の幸福を奪われた姿を描いている。また、『東洋の婦女』の序文をはじめ、「敢て同胞兄弟に望む」(明治21)「五十歩百歩」(明治23)などの評論随筆の中では、「すべての権利は同一なりしかれども婦女の権は男子より小なり」といった民権論者や、世間の女性の権利を伸ばすことは好きだが、自分の妻はやはり何もせずおとなしく家に引込んでいてくれたほうがよいという女権論者、妾を困っている一夫一婦論者などの観念と現実の矛盾を突いている。そして、「当今女学生の覚悟如何」(明治23)に見られるように、女性自身にこうした現実を変えていく改革者としての主体性を持つように求めている。

「泰面の女権論」の影響を比較的直接的な形で示していると思われるのは、男女の特性についての紫琴の考え方であろう。ミルは両性の天性から男性は支配し、女性は服従するのに適しているという通説を否定し「偕当時世人が婦人ノ性質ナリト唱フルモノハ、元ト人造ニ係ルモノニシテ一方ヲ壓抑シ一方ヲ簸揚シテ成熟セルモノ也」(What is now called the nature of women is an eminently artificial thing—the result of forced repression in some directions, unnatural stimulation in others.)<sup>(14)</sup>と述べている。そして、男女の知的および道徳的差異の多くは教育あるいは外部

の環境によって説明することができると、それが生れつきの相違であるとする証拠はみな消極的なものであると記している。

紫琴も女子教育や子育てに関する評論や随筆の中で、男女を区別し、性差別することを批判し、両性の特性といわれるものは天性ではないことを指摘している。「女子教育に対する希望」(明治29)においては、紫琴は当時の良妻賢母教育を「あまりに女子てふ名義に拘泥したまいて、女子もまた人たるの、根本的教養を、外にしたまへるにはあらざるや」<sup>(15)</sup>と批判し、男性は父、夫たる心得の他に一国民としてまた人類の一員として教育されるのに、女性には男性を対象としての「母妻的教育」のみが行われている非を突き、「今日まで多くの女子教育の精神にては、男子が私有すべき女子を造るには、あるいはかへって便利にてもあるべきか。されど相扶け相励まして、人たり民たるの道を尽くすには少しく、遺憾あるまじくや」<sup>(16)</sup>と問いかけている。彼女は女子を女子として教育すると共に、「両性を通じて有すべき性格」「完全なる形において両性を兼ねたる」「完全なる人としての性格の発達」を遂げさせるべきであると述べている。また、「男女氣質」(明治32)では、「男心は秋の空のように放縦」であり、「女心は水性の浮薄」であると言われるが、それは天性ではなく、「婦人は男子をたよりとするを免れ」ないために「弱者」となり、男子は婦人を「おのが保護の下に置くべき優勢者」の地位に居ることから来るものである、と紫琴は記している。そして、「まことの夫婦の契りを神聖なるもの」にするには、「婦人にも相当の自活力を具へしむる」<sup>(17)</sup>ことが必須であると、彼女は女性に経済的自立を勧めている。

妻は天に隸従し、一夫多妻制を許す封建的な結婚制度を否定する紫琴は、どのような結婚形態を理想としていたのだろうか。「こわれ指環」の中で、愛のない結婚生活を清算した主人公は「とはいへ今ではおひおひ結婚法も改まり世間に随分立派な御夫婦もござりますから、それらの方のありさまを見ますと、なぜ私は、ああいふ様に夫に愛せられ、また自らも夫を愛することが出来なかつたのかと、この指環に對しまして、幾多の感慨を催す事でございます」<sup>(18)</sup>



と語っている。田舎育ちの彼女は結婚前には「西洋人の夫婦間のありさまなどまったく夢にも見たことはなく、「完全なる婚姻法」がどのようなものかまったく聞いたこともなく、ただ「日本古来の仕来りのままをあたりまえの事」と考えていたという。また、夫の行いを改めさせようとする努力が報いられなかった時、彼女は「あはれ私に、モニカほどの力はなくとも、せめて今少し夫の敬重を惹く価値がありますなれば<sup>(19)</sup>」と悔んでいる。モニカとは四―五世紀のキリスト教の教父聖アウグスティヌスの母で、彼女が怒りっぽい乱暴者の夫を温かく諫め、「温厚なる主人」に変えたという逸話は、「女学雑誌」十七号（明治19）に「アウガステン母モニカの伝」で紹介されている。こうしたことから、紫琴が理想とするのは、夫に隷属する妻を要求する儒教道徳に基づく封建的な結婚に対して、夫婦の人格的恋愛を基盤とする西欧型の結婚であると思われる。

紫琴が近代的な「西洋人の夫婦」を理想としていることは、「こわれ指環」というこの小説の題名からも窺われる。平凡社の『世界大百科事典』によると、指環は一八三〇年代に支那から伝来し、初期には△ゆびかね▽または△ゆびはめ▽と言われたが、明治時代になって欧米文化が移入されると共に、△ゆびわ▽と呼ばれるようになったという。ただし指輪が用いられたのは東京近辺だけで、京阪地方では一八九七（明治三十）年頃でもまれであったそうだ。指輪はいはば西欧文化の一つの象徴とも言えるだろう。「こわれ指輪」の主人公は夫から買い与えられた指輪の玉を抜きとり、この指輪を離婚を契機とする自立の記念にはめる。彼女はその指輪は今で言う契約の指輪というつもりではなく、ただなんとなく買い与えられものだが、「今から申せばこれを契約の指環と申しても差支へはないでございませふ<sup>(20)</sup>」と語っている。

指輪を結婚の契約の印とし、その破損は婚姻の破綻を意味するという発想は、『女学雑誌』一〇八―一一四号（明治21）に連載された指輪にまつわる西洋の習慣や伝説を紹介した久松定弘の「戒指考」からヒントを得たものと思われる。一一二号の「その三」では、結婚の時交換した指輪の破損は、夫婦一方の不貞、死、あるいは不和に通じるとい

うヨーロッパの迷信が紹介されている。

紫琴の理想とする夫婦像をより具体的に示しているものの一つは、「こわれ指環」の発表された前年明治二十三年の『女学雑誌』の読者との交信欄「問答（細君たるものの姓氏の事）」であろう。妻は夫の家の姓を名のらなければならぬかという読者の問いに、紫琴は「全躰夫婦とは、婦人が男子に帰したるの謂ひにはあらず、一人前の男と女が、互ひ相扶け、相ふの目的をもて、一つの会社を造りたる訳のものなれば、いづれが主、何れが客という筈のものには候はず<sup>(21)</sup>」とし、夫には夫の姓、妻には妻の姓があつて当然だと答えている。

こうした対等な男女の人格的結びつきを基盤とする紫琴の結婚観の根底には、民権運動で培われた基本的な人権思想があることは言うまでもないが、明治二十三年から十年以上も記者、編集責任者、執筆者としてかかわった『女学雑誌』の思想的基盤であるキリスト教思想の影響もあるように思われる<sup>(22)</sup>。

紫琴は夫岡崎晴正と離婚した直後明治二十二年六月に「一夫一婦建白書」を元老院に提出し、女性だけが姦通罪にとわれる刑法の条文を男女共に罰せられるよう改訂するように要求した。これは紫琴が『女学雑誌』に入社する以前のことであるが、一夫一婦建白書は『女学雑誌』の主唱することでもあり、第一六六号でこの問題を取り上げている。

一夫一婦制をはじめとして、キリスト教の「神の前の全人類平等」の観念に根ざす近代的家庭（ホーム）の確立は、『女学雑誌』を主宰する巖本善治が「女学」思想に基づいて展開した活動の目標とするものであった。彼は『女学雑誌』二二四—六号（明治23）に連載された「細君内助の辨」において、理想とする夫婦像を明らかにしている。それによれば、妻は夫と共に「一事業を分担する同業者」であり、夫の「朋友」であり、夫と妻は「一身同体」であり、互にその「半身」である。そこには上下主従の関係はない。従って結婚相手を選ぶ場合は、自分の理想に対して同じ精神をもって互に助け合つて同一の事業をなすことができるか否かを選択の第一目標にしなければならぬ。また、従来夫は外で働き、妻は内に留まるが、同業者であるから、時には夫が妻を助けてその事業をなさしめる場合もある

として、米国女子教育の主唱者ウイラード夫妻らの実例をあげている。さらに彼は理想的な愛とは「肉の愛」ではなく、「霊の愛」であり、「最高の愛とは、其人を善に導びき、其人を美しき人物とし、人間として其人を義なる聖なるの人物と為さんと欲するに在り」と述べている。<sup>(23)</sup>

こうした夫婦を同業者と見る家庭観は、紫琴のそれに類似しており、彼女は巖本から影響を受けたと考えてよいだろう。また、巖本が理想とする「霊の愛」には、夫を「善に導」いた聖アウグスチヌスの母に言及することで「これ指環」も触れているが、紫琴の二作めの小説「一青年異様の述懐」(明治25)は、より明確な形でこの愛を描いている。

この小説は主人公の青年が自分の恋愛体験を一人称で語るものであるが、その恋愛の特徴は、彼の愛が相手の女性の人格に対する尊敬の気持から来ていることである。初対面の時には一、二語言葉を交しただけだが、主人公はこの女性の「非凡の資質」を感じとり、それに対して「敬という念」が起こる。それまで女性を「土芥視し、もしくは悪魔視し」ていた青年は、この時から女性一般に対する考えも変わる。彼は自分の愛が「肉の愛」ではなく「霊の愛」であることを次のように語っている。

さらば、その恋の原因は、なんの辺にありしか。美しき彼女の眉か。涼やかなる彼女の眼か。さらばは閑雅なる举止か。朗らかなる声か。はたまた富胆なる才藻か。これらのものもとより、一瞥の価値なしとせず。しかれども予は、彼女の外においてもまた、これらのものを見たりし。されども予は少しも、心を動かす事なかりき。ただし彼女において、異様に感ぜしところのものは、かれが身より、放つところの靈光にてありき。彼女が、人を清くし、人を優しく化する。何とも名づけ難き気に感ぜし時は、これ既に予が、恋の人となる始めにてありき。<sup>(24)</sup>

紫琴はキリスト教徒にはならなかったが、巖本善治や『女学雑誌』の編集に共にたずさわりの友人でもあった川合信水(山月)らの影響下にキリスト教に接している。特に未婚のまま民権運動家大井憲太郎の子供を出産した前

後には、苦境に立たされた紫琴は、キリスト教に救いを求めようとしたようである。出産前の明治二十四年五月から七月までの川合信水宛の手紙がそのことを示している。<sup>(25)</sup> 男に裏切られ、その男の子供を盗み、挫折感と罪の意識に悩む女性がキリスト教に救いを求める姿は、紫琴の後の小説「葛のうら葉」(明治30)に描かれている。

紫琴の処女作「こわれ指環」に見られる天賦人権思想とキリスト教思想に根ざす男女の人格的結びつき、夫婦愛の尊厳というテーマは、部落民問題を扱った彼女の最後の作品「移民学園」(明治32)の中でも扱われている。この作品は島崎藤村の『破戒』に影響を与えたと言われているが、これまで女性の人権を無視する性差別に向けられてきた彼女の抗議と批判は、ここでは社会差別に向けられている。

平民主義者として知られる進歩的政治家で現内閣の大臣の一人である今尾春衛と妻清子は相愛の幸福な夫婦であるが、唯一つ清子の気がかりは行方不明の父親のことである。父は妻の亡くなった後男手一つで清子を育て、彼女を学校の寄宿舎に入れて教育する。卒業後教師をしていた清子は今尾と結婚するが、その直後父は行方をくらましてしまう。そうした清子のもとに父親が重病であることを知らせる手紙が来る。手紙の住所京都柳原床錢座村を訪ねると、そこは未解放部落であり、病床の父の話から清子は初めて自分が新平民の子供であることを知る。基本的人権意識に基づく紫琴の社会差別への抗議は、清子の次のような言葉にこめられていると言えよう。

新平とても人の子の、道は一ツを立ててこそ、人と生まれし甲斐はあれ。同じ人の子、平民を、など新旧に分ちしぞ。差別なしとは表向き、世の習はしは、新といふ、文字のすべてに喜ばるる、それに引換え、平民の上に冠りし新の字は、あらゆる罪と汚れをば、含めるもの、世の人に誤らるるも理や。<sup>(26)</sup>

この小説において、もう一つ注目すべきことは、「こわれ指環」で主人公が実現できなかった理想的な夫婦愛が描かれていることだろう。自分の素姓を知った清子は、大臣である夫に迷惑がかかることを恐れて離婚を考える。小説の前半において「敬慕」する夫にいかに愛されているかが清子の口から語られるが、平民主義者である今尾春樹は世

間の差別と偏見を前にしても、その名にたがうことなく、妻に対する愛も変ることがない。彼は大臣を辞任した後、「人は女々しと笑はば笑へ、人道の為め、姑く身を教育事業に転じつつ、おもむろに時機を待つべし<sup>(27)</sup>」として、清子と共に新天地を求めて北海道に移住する。そこで、彼は自分が父、清子が母となつて、部落民の子供達を心の新しい人間に育てようとする。こうして互いに助け合つて「一つの会社」を作つていこうとする夫婦こそ、紫琴が理想としたものである。

人間は皆平等であり、幸福を全うする権利があるという思想と、男女の人格的結びつきを基盤とする家庭の創造は、「こわれ指環」から「移民学園」まで紫琴が一首一貫して追いつけてきたテーマであると言えよう。彼女の思想は、自由民権運動時代に親しんだスペンサーやミルの天賦人權論や女性解放思想、また巖本善治や『女学雑誌』の同僚達を通して接したキリスト教思想の影響を受けて形成されたことは疑いないだろう。しかし、彼女の思想は単なる観念的な主義主張ではなく、離婚、未婚のままでの出産、そして再婚を通して、苦しみつつも主体性をたら抜こうとした彼女の実生活や、女性として差別を肌で感じた切実な思いに裏うちされていると言えよう。

注

- (1) 清水紫琴「こわれ指環」(『紫琴全集』一九八三年、草土文化)一六頁。
- (2) 同書、二二頁。
- (3) 同書、二二頁。
- (4) 清水紫琴「植木枝盛著『東洋之婦女』序文」(『紫琴全集』)二四〇頁。
- (5) 古在由重「明治の女―清水紫琴のこと」(『紫琴全集』)五五九頁。
- (6) 袍巴士斯辺瑣著、松島剛訳『社会平権論』(明治二〇年、第二版、自由閣)一二七頁。Herbert Spencer: *Social Statics* (New York: D. Appleton and Company, 1875) 90.
- (7) 同書、三四頁(31)。
- (8) 同書、一二九―一三一頁(92―93)。

- (9) 同書、二六六―二六七頁(173)。
- (10) 同書、二八九頁(188)。
- (11) 清水紫琴「何故に女子は政談集會に参聴することを許されざるか」(『紫琴全集』)二六七頁。
- (12) 清水紫琴「泣いて愛する姉妹に告ぐ」(『紫琴全集』)二八〇頁。
- (13) 清水紫琴「敢て同胞兄弟に望む」(『紫琴全集』)二四四頁。
- (14) 弥兒著、深間内基訳『男女同権論』(山中市兵衛刊、明治十一年)五六―五七頁。John Stuart Mill: *The Subjection of Women* Third Edition (London: Longmans, Green, Reader and Dyer, 1870) 38-39.
- (15) 清水紫琴「女子教育に対する希望」(『紫琴全集』)四七七頁。
- (16) 同書、四七八頁。
- (17) 清水紫琴「男女氣質」(『紫琴全集』)五三一頁。
- (18) 清水紫琴「こわれ指環」(『紫琴全集』)二二頁。
- (19) 同書、二二頁。
- (20) 同書、一五頁。
- (21) 清水紫琴「問答(細君たるものの姓氏の事)」(『紫琴全集』)三〇一頁。
- (22) 紫琴に対するキリスト教の影響については、笹淵友一氏が『明治大正文学の分析』(明治書院、一九七〇年)の第七章「清水紫琴論」の中で、武田清子氏が『婦人解放の道標』(ドメス出版、一九八五年)の「差別と清水紫琴の『移民学園』―藤村の『破戒』の一原型」の中で指摘している。
- (23) 巖本善治「細君内助の辨(中)」(『女学雑誌』第二二号、明治二十三年)五頁。
- (24) 清水紫琴「一青年異様の述懐」(『紫琴全集』)二六頁。
- (25) 山口玲子「泣いて愛する姉妹に告ぐ―古在紫琴の生涯」(一九七七年、草土文化)一九七―一九九頁。
- (26) 清水紫琴「移民学園」(『紫琴全集』)二二五頁。
- (27) 同書、二三一―二三二頁。
- (追記)

本稿は日本比較文学会東京支部第三十回支部大会(一九九二年十月十七日、麗沢大学)において口頭発表した草稿に補筆したものである。